

大阪手形交換所規則施行細則

(昭和 47 年 2 月 7 日理事会決定)

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この細則は、大阪手形交換所規則 (以下「規則」という。) の運営上必要な事項を定める。

第 2 章 参 加 銀 行

第 1 節 参加および脱退

第 2 条 (参加銀行の異動)

1. 交換所は、参加銀行の参加、脱退、地位の変更もしくは承継または受託銀行の変更があったときは、その旨をただちに参加銀行に通知するものとする。
2. 参加銀行は、商号の変更があるときは、あらかじめ交換所に届出るものとする。
3. 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを参加銀行に通知するものとする。

第 2 条の 2 (委託社員銀行の参加手続等)

1. 規則第 5 条第 5 項に規定する手続は、つぎによる。
 - (1) 社員銀行が、委託社員銀行として交換所の事業に参加しようとする場合には、受託銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
 - (2) 委託社員銀行は、受託銀行を変更しようとする場合には、新旧受託銀行との連署による受託銀行変更の申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
 - (3) 委託社員銀行は、代理交換を取りやめようとする場合には、受託銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。
 - (4) 委託社員銀行が他の銀行と合併するなどにより他の銀行が社員の資格を承継する場合には、当該承継銀行は、委託社員銀行の地位を承継することができる。この場合、当該委託社員銀行は、社員の資格承継日の 1 か月前までにその旨を関係銀行および受託銀行と連署した書面により交換所に届出るものとする。
2. 委託社員銀行については、規則第 11 条で規定する「代理交換委託金融機関」に係る第 57 条から第 61 条までの規定を準用する。

第 57 条 (受託銀行の立替金額)、第 58 条 (委託金融機関の準用規定)、第 59 条 (委託金融機関の金融機関共同コードの印字)、第 60 条 (委託金融機関の交換印)、第 61 条 (委託金融機関の持出店名の表示)

第 3 条 (準社員銀行の参加申込基準)

規則第 6 条第 1 項の規定により参加の申込書を提出できるものは、1 日の平均交

換枚数が持出または持帰のいずれか一方において、2,000枚以上と見込まれるものとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

第4条 削除（平 28.12.1）

第5条 削除（平 28.12.1）

第6条 削除（平 28.12.1）

第7条（準社員銀行の地位承継の届出）

規則第8条の規定により準社員銀行の地位が承継される場合には、当該準社員銀行は地位承継日の1か月前までに、その旨を所定の書面により関係金融機関と連署し、交換所に届出るものとする。

第8条（委託金融機関の参加申込基準）

規則第11条第1項の規定により参加の申込書を提出できるものは、参加申込日の前月から過去1年間にわたり、各月末の預金総額が10億円以上あるものとする。ただし、規則第11条【代理交換委託金融機関の参加】第1項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

第9条 削除（平 28.12.1）

第10条（委託金融機関の準用規定）

第7条【準社員銀行の地位承継の届出】の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。

第11条 削除（平 28.12.1）

第2節 加入金および経費分担金

第12条（加入金の計算基準）

1. 規則第17条に規定する加入金は、つぎの基準により計算する。

(1) 準社員銀行

A 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が10億円以下の場合
175万円

B 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が10億円を超える場合
175万円に、10億円を超える金額について1億円ごとに8万5千円を加えた金額。ただし、5千万円未満は切り捨て、5千万円以上は1億円とみなす。

(2) 委託金融機関

65万円

2. 前項の加入金のほか、特別加入金について総会の決議があったときは、その決議にもとづき計算した金額を交換所に納付しなければならない。

3. 加入金には、消費税を加算する。

第 13 条（加入金の納付時期）

規則第 17 条に規定する加入金は、参加承認の通知を受けた日から 1 週間以内に納付するものとする。

第 14 条（経費分担金の計算基準）

1. 規則第 18 条第 1 項に規定する経費分担金は、つぎの基準により計算する。

(1) 準社員銀行

協会の予算額の半額を前年の交換高により按分した金額と定款に定める経費分担金基準により社員銀行が負担する均等割額の半額との合計額。

(2) 委託金融機関

(消費税抜き)

前年の支払交換高が	10 億円未満の場合	130,000 円
〃	10 億円以上 30 億円未満の場合	150,000 円
〃	30 億円以上 50 億円未満の場合	180,000 円
〃	50 億円以上 100 億円未満の場合	200,000 円
〃	100 億円以上 200 億円未満の場合	240,000 円
〃	200 億円以上 400 億円未満の場合	300,000 円
〃	400 億円以上 600 億円未満の場合	360,000 円
〃	600 億円以上 800 億円未満の場合	440,000 円
〃	800 億円以上 1,000 億円未満の場合	520,000 円
〃	1,000 億円以上 1,500 億円未満の場合	610,000 円
〃	1,500 億円以上 2,000 億円未満の場合	690,000 円
〃	2,000 億円以上 3,000 億円未満の場合	790,000 円
〃	3,000 億円以上 4,000 億円未満の場合	890,000 円
〃	4,000 億円以上 5,000 億円未満の場合	990,000 円
〃	5,000 億円以上 7,500 億円未満の場合	1,050,000 円
〃	7,500 億円以上 1 兆円未満の場合	1,080,000 円
〃	1 兆円以上の場合	1,100,000 円

2. 前項にかかわらず、新たに参加した年度の経費分担金は、当該年度の参加月数に応じて月割計算した金額とする。この場合において、前年の交換高（委託金融機関においては前年の支払交換高）は、参加後 3 月間の実績を 4 倍したものとする。

3. 第 1 項にかかわらず、新たに参加した年度の翌年度の経費分担金は、参加した年の実績をその年末までの参加月数で除し、これに 12 を乗じたもの（参加した月が当該参加年度の 10 月から翌 3 月までの場合には、参加後 3 月間の実績を 4 倍したもの）をもって前年の実績とみなして計算する。

4. 第 1 項にかかわらず、新たに参加した年度（参加した月が 1 月から 3 月までの場合に限る。）の翌々年度の経費分担金は、参加した年の実績をその年末までの参加月数で除し、これに 12 を乗じたものをもって前年の実績とみなして計算する。

第 14 条の 2（合併等があった場合の経費分担金の計算基準）

1. 準社員銀行または委託金融機関に合併等があった場合の経費分担金の計算基準

については、別途定める基準によるものとする。

2. 前項の基準によれない場合には、別途理事会の承認を得た計算基準によるものとする。

第 15 条（経費分担金の納付時期等）

1. 規則第 18 条第 1 項に規定する経費分担金は、交換所の請求によって、つぎの時期までに納付するものとする。
 - (1) 準社員銀行 毎年、4 月 30 日および 10 月 31 日までに各々その半額
 - (2) 委託金融機関 毎年、4 月 30 日までにその全額
2. 前項にかかわらず、第 14 条第 2 項または同第 3 項により計算した経費分担金については、その金融機関が参加した日から 5 月以内とすることができる。
3. 第 1 項にかかわらず、当該年度の途中で脱退する場合には、当該年度の参加期間にかかわらず、当該年度の経費分担金の全額を、原則として脱退日までに納付するものとする。

第 3 節 保 証 金

第 16 条（保証金の差入基準）

1. 規則第 20 条に規定する保証金の金額は、つぎの基準によるものとする。
 - (1) 社員銀行（委託社員銀行を除く。）および準社員銀行 200 万円
 - (2) 委託社員銀行および委託金融機関 100 万円
2. 交換所が受入れた保証金には利息を付さないものとする。

第 17 条（保証金に対し請求できるもの）

規則第 21 条第 1 項の規定により相手銀行が保証金に対して請求できるものは、不渡または混入手形の代り金として当該金融機関が振出した自己宛小切手等とする。

第 3 章 手 形 交 換

第 1 節 総 則

第 18 条（手形、小切手等の用紙の規格の統一）

加盟銀行において調製する手形、小切手その他交換に付す証券の用紙の規格様式等は、手形交換委員会において定めある場合には、その定めるところによるものとする。

第 19 条（金融機関共同コードの印字）

1. 加盟銀行は、自行において調製する手形、小切手の用紙には、MICR方式により金融機関共同コード（統一手形交換所番号および統一金融機関番号）を原則として印字するものとする。ただし、為替手形および送金小切手の用紙についてはこの限りでない。
2. MICR方式による印字については、手形交換委員会において定めるところによるものとする。

第 20 条（入金証明）

1. 加盟銀行は、裏書不備の記名式または指図式の小切手で名宛人口座に入金されたものを交換に付すときは、当該小切手の裏面につきの例示によってその証明を行なうものとする。

（例 示）

この小切手は名宛人口座に入金されたものであることを証明します。			
平成	年	月	日
		銀行	支店
			押切印

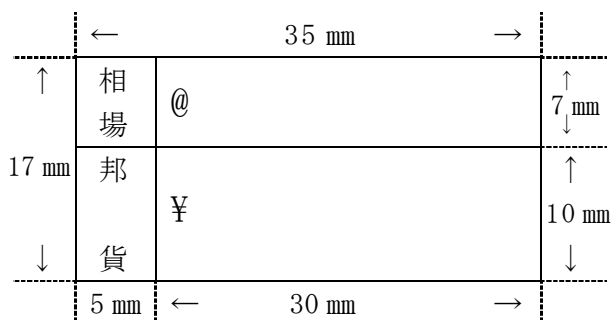
2. 外国銀行は、前項の例示によることができない場合には、次の例示によるものとする。ただし、この証明にあたって押切印によることができないときは、権限ある者の署名によることができる。

（例 示）

この小切手は名宛人口座に入金されたものであることを証明します。	
(Payee's account credited)	
年月日 (Date)	
銀行支店名 (Authorized Signature)	
	押切印

第 21 条（外貨表示小切手への邦貨換算額の表示）

加盟銀行は、外貨表示の小切手を交換に付す場合には、つぎの様式により邦貨換算額を小切手の表面右側余白に表示するものとする。



第 22 条（不渡手形の再交換禁止）

いったん交換に付して不渡返還された手形は、再度交換に付すことはできない。

ただし、あらかじめ支払銀行の承認を得たもの、または「案内未着」、「形式不備」等再度の持出を予期できる返還事由のものについてはこの限りでない。

第 23 条（交換参加店の届出）

1. 加盟銀行は、規則第 23 条の規定によりこの交換に参加する店舗（以下「交換参加店」という。）について、つぎの事項をあらかじめ交換所に届出するものとする。その変更を生じたときも同様とする。
(1) 名称 (2) 店番号 (3) 所在地 (4) 郵便番号 (5) 電話番号 (6) 参加年月日
2. 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを参加銀行に通知するものとする。

第 24 条（交換母店、不渡受入母店の届出）

1. 前条の規定は、交換母店および不渡受入母店の届出についてこれを準用する。
2. 加盟銀行は、不渡受入母店を交換母店と別に定めた場合において、交換母店が不渡手形および混入手形の受入れの事務を行なわないときは、その旨を併せて届出するものとする。
3. 加盟銀行は、事務所を交換母店として定めたときは、これを所轄する店舗（交換参加店）を併せて届出するものとする。

第 25 条（交換印の規格、様式等）

1. 規則第 25 条に規定する交換印はつぎによるものとする。
 - (1) 表示事項 銀行名、交換日、「交換」の文言
 - (2) 規 格 縦 30 mm、横 35 mm 以内とする。ただし、事務機械（ソーター・リーダー、プルーフ・マシン等）による場合には、この限りでない。
 - (3) 色 彩 事務機械による場合には、赤色以外の色とする。
2. 交換印は、手形の裏面（領収欄のあるものは、その領収欄）に押捺するものとする。
3. 交換印は、1 銀行 1 様式とする。ただし、事務機械による場合には、この限りでない。

第 26 条（交換印の届出）

加盟銀行は、規則第 25 条に規定する交換印の印鑑を、あらかじめ交換所へ届出するものとする。

第 26 条の 2（銀行代理業者の場合の銀行名等の付記）

加盟銀行は、銀行代理業者の営業所等を交換参加店（第 24 条に定める「交換母店」および「不渡受入母店」においても同じ。）とした場合の銀行名には、当該加盟銀行名および「銀行代理業者」である旨を付記する。

第 27 条（持出銀行名および持出店名の表示）

1. 加盟銀行は、交換に付す手形（不渡手形を除く。）の表面に特定線引判等によって持出銀行名および持出店（交換参加店）名を表示するものとする。ただし、交換母店または不渡受入母店を持出店とする手形については、持出銀行名の表示のみで足りる。
2. 特定線引判等の大きさは、長さ 50 mm、幅 10 mm 以内とする。

第 28 条（主任交換方の届出）

加盟銀行は、規則第 26 条に規定する交換方のうちから適宜主任交換方を定め、主任交換方届（様式第 7 号）によりその氏名を交換所に届出るものとする。その異動を生じたときも同様とする。

第 29 条（交換方使用印章）

1. 加盟銀行は、交換室における交換方使用印章を制定し、その印鑑を交換所に届出るものとする。
2. 交換方は、交換室において混入手形通知書等を作成する場合には、所定の交換方使用印章を使用しなければならない。所定の交換方使用印章は、交換室以外では使用してはならない。
3. 交換方使用印章の形式はつぎのとおりとする。

例 示



- (1) 「大阪手形交換所交換室用」の文字は必ず挿入すること。
- (2) 文字の位置、字体等については各行随意とする。
- (3) 印鑑の直径は 18mm 程度とする。

第 30 条（交換室入室記章）

交換方は、交換室へ入室するときは、交換所制定の記章を着用しなければならない。

第 31 条（交換関係帳票の保存）

規則第 29 条の規定により保存すべき交換関係帳票および保存期間はつぎによるものとする。

- (1) 交換日から 1 か月間保存すべき帳票
 - A 規則第 28 条に規定する交換持出手形の記録
 - B 交換添表
 - C 交換総計表
- (2) 前号以外の帳票は、交換日から 7 営業日を経過する日まで保存するものとする。

第 2 節 交 換 手 続

第 32 条（交換所の開扉）

手形交換のための交換所の開扉は午前 8 時とする。

第 33 条（交換整理番号の付記）

加盟銀行は、交換所における交換事務整理のため交換所が指定する番号（以下「交換整理番号」という。）を、交換添表に付記するものとする。

第 33 条の 2（持出計数の報告）

規則第 31 条第 3 項の規定による持出計数の報告はつぎによるものとする。

- (1) 加盟銀行は、交換添表の内容および持出合計枚数、合計金額を U S B メモリ（正・副）に記録して交換室に持参し、交換所に提出する。U S B メモリの取扱基準は別途定める。
- (2) 加盟銀行は、前号の U S B メモリを交換室に持参できない場合は、交換添表の内容および持出合計枚数、合計金額を記載した帳票を交換室に持参し、交換所に提出するものとする。

第 34 条（債券および同利札の持出方法）

1. 加盟銀行は、交換に付す債券および同利札（国債は、日本銀行所定の手続によること。また、登録済元利金領収証は除く。以下同じ。）をすべて交換持出債券・利札袋（様式第 8 号）に封入して持出すものとする。
2. 加盟銀行は、交換に付す債券および同利札の裏面に 1 枚ごとに取扱店印（行名および店名、ゴム印で可）を押捺し、債券、利札、銘柄および回号別に分類し、別個の交換持出債券・利札袋を使用する。
3. 加盟銀行は、交換持出債券・利札袋の表面に必要事項を記載し、裏面に交換印を押捺する。この袋 1 個を交換枚数 1 枚として処理する。
4. 受入銀行において封入されている債券中に支払不適格のものを発見した場合は、そのまま全部を返還しないで、不適格のもの返還について持出銀行へ連絡して適宜に処理する。

第 34 条の 2（譲渡性預金証書の持出方法）

1. 加盟銀行は、譲渡性預金証書（以下「預金証書」という。）を交換に付す場合には、預金証書裏面の適宜余白部分に自行名および店名を表示し、譲渡性預金証書交換持出袋（様式第 40 号）（以下「交換持出袋」という。）に封入するものとする。
なお、同一支店払いの預金証書は、複数枚を 1 つの交換持出袋に封入することができる。
2. 加盟銀行は、交換持出袋の表面に預金証書の封入枚数と税引後の元利合計額を記載し、裏面に交換印を押捺する。
3. 加盟銀行は、この交換持出袋 1 個を交換枚数 1 枚として処理する。
4. 受入銀行において、支払不適格のものを発見した場合の不渡返還方法およびその資金決済方法は、原則として通常の不渡手形の場合に準ずる。ただし、すみやかに持出銀行に対しその旨連絡することとする。
なお、この場合両者協議のうえ適宜の方法により処理することができる。

第 35 条（外国為替関係証券類の持出方法）

1. 加盟銀行は、外国為替関係領収証等を交換に付す場合には、外為関係証券類交換袋（様式第 9 号）に封入するものとする。ただし、付属書類が添付されていない場合にはその必要はないが、当該領収証等に記載されている支払銀行名および交換請求金額を朱棹等により明示するものとする。
2. 加盟銀行は、外為関係証券類交換袋の裏面に（封入する領収証の裏面にも）交換印を押捺し、この袋 1 個を交換枚数 1 枚として処理する。
3. 受入銀行において、封入されている領収証の一部に支払不適格なものを発見した場合には、そのまま全部を返還しないで、不適格分のもの返還について持出

銀行へ連絡して適宜に処理する。

第 36 条（特定期間における配当金領収証の持出方法）

1. 加盟銀行は、特定期間（配当金領収証取扱最盛期間）中に、配当金領収証（以下「配当証」という。）を交換に付す場合は、つぎのとおり取扱うものとする。
 - (1) 交換母店は、自行管轄店舗が受入れた配当証を、一般手形類と区分のうえ相手銀行毎に一括結束し、その枚数金額合計を記入した配当証持出集計票（様式第 10 号）を添付のうえ交換に持出すものとする。
交換添表には一般持出手形と配当証の枚数金額を合算して記入するものとする。
 - (2) 配当証の裏面には、1 枚ごとに交換印を押捺する。
 - (3) 受入銀行は、交換室では配当証（現物）の枚数点検を行わず、配当証持出集計票により受入枚数を確認して持帰る。受入銀行が配当証を自行へ持帰った後、配当証持出集計票の記載数字と相違する場合は直ちに持出銀行に連絡し、協議のうえ解決に当るものとする。
 - (4) 配当証の持出枚数金額の明細は、これを一般手形類と区別して記載しておく。
 - (5) 配当証を交換において不渡返還する場合は、一般の不渡手形に組入れて取扱う。
2. 前項の特定期間は、每期あらかじめ交換所から通知する。

第 37 条（MICR 金額印字証票の持出方法）

1. 加盟銀行は、MICR 方式による金額印字を行なった手形を交換に付す場合はつぎによるものとし、交換所へはその旨をあらかじめ届出るものとする。
 - (1) 金額印字証票と金額非印字証票とは区分し、金額印字証票には枚数金額を記入した合計表を添付する。
 - (2) 金額印字証票は、300 枚程度のバッチ（束）に区分して持出すものとする。
ただし、支払銀行の了解を得た場合には、バッチの単位を変更することができる。
 - (3) 金額印字証票のバッチには、明細表（例えばリストテープ）を添付する。ただし、交換日から起算して 7 営業日以内に、支払銀行から請求があったとき、いつでも提出できるような措置を採った場合には、同明細表の添付を省略してさしつかえない。
 - (4) 金額印字証票で持出の際リジェクト、ミスリードした印字証票は、非印字証票として取扱うこととする。この場合、金額印字を抹消するか金額印字個所の頭部にⓈの表示を行なうものとする。また、持出の際ジャムしたものは、原則として、上記に準じ非印字証票として取扱うこととするが、MICR 用の封筒（Carrier Envelope）を使用して、当該バッチの最上部に添付する場合には、金額印字証票として取扱ってもさしつかえない。
 - (5) 持出銀行は、支払銀行が違算による組戻しをする際に、持出銀行支店別またはバッチ別に枚数金額を照合できるような措置を講じておくものとする。
2. 前項の持出方法は、印字金額を使用しない支払銀行に対しても行なうものとする。

第 38 条（交換補助添表の取扱方法）

交換方は、交換室において交換補助添表の添付された受入手形の枚数相違を発見し、規則第 33 条第 2 項の規定により持出銀行に通知するときは、受入手形ならびに交換補助添表を受入当時の状態に整理しておくものとする。

第 39 条（交換印の補正等）

加盟銀行は、手形の持帰後において交換印の押捺洩れもしくは不鮮明等の押捺不備の手形を発見し、持出銀行にその補正を求めるときはつぎによるものとする。

- (1) 当該手形引落事務終了後、手形に支払済の旨を表示する。
- (2) 前号の手形は、適宜、交換室において当該銀行に補正を求める。

第 40 条 削除（平 16. 10. 4）

第 41 条（交換違算金の報告）

1. 加盟銀行は、交換違算金が生じ、相手銀行が不明の場合には、交換所に対して交換違算金報告（様式第 12 号）を提出することができる。
2. 前項の報告を提出した後で相手銀行が判明した場合には、その旨を交換所に届出るものとする。違算額に変更があった場合も同様とする。
3. 交換所は、第 1 項の報告にもとづき、違算金一覧表に違算の内容を記載して交換室内に備付け、交換方の閲覧に供する。

第 3 節 交 換 尻 決 済

第 41 条の 2（交換尻決済店の届出）

1. 加盟銀行は、規則第 36 条に規定する交換尻の決済を行なう日本銀行大阪支店の当座勘定の取引店を交換尻決済店として、つぎの事項を交換所に届出るものとする。その変更を生じたときも同様とする。
 - (1) 金融機関名（統一金融機関番号）
 - (2) 店舗名（店舗コード）
 - (3) 参加日または変更日
2. 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを日本銀行大阪支店に通知するものとする。

第 41 条の 3（資金担当連絡先の届出）

加盟銀行は、規則第 36 条に規定する交換尻の決済を行なう日本銀行大阪支店の当座勘定の資金に係る連絡先を資金担当連絡先として、交換所に届出るものとする。その変更を生じたときも同様とする。

第 4 節 手 形 の 返 還

第 42 条（不渡事由の記載方法）

規則第 40 条第 1 項に規定する不渡事由の記載はつぎによるものとする。

- (1) 不渡手形が小切手の場合

不渡事由を当該小切手に直接記載し、日付を表示して支払銀行の押切印を押捺する。ただし、「案内未着」、「形式不備」等再度の持出を予期できる不渡事由

のときは、次号に定めるところによる。

(2) 不渡手形が小切手以外の場合

不渡事由を付箋に記載し、日付を表示して、支払銀行の押切印を押捺する。
この場合において、付箋は縦 90 mm、横 33 mm の規格とし、手形の表面左肩に貼付する。

(3) 不渡事由はつぎの例示によって記載するものとする。

(例 示)

この手形（または小切手）が、本日提示されましたが、 （またはその他の 理由）により支払いたしかねます。	
付箋	手形
銀行	支店
	押切印

(4) 外国銀行が前号の例示によることができない場合には、つぎの例示によるものとする。ただし、この記載にあたって押切印によることができないときは、権限ある者の署名によることができる。

(例 示)

この手形（または小切手）が本日提示されましたが、 下記事由により支払いいたしかねます。	
(We return this item unpaid for the reason of)	
邦文事由	年月日 (Date)
(英文事由)	
銀行支店名	押切印
(Authorized Signature)	

第 43 条（不渡手形の返還の特例）

1. 規則第 40 条第 2 項に規定する不渡手形は、つぎにかかげるものとし、その店頭返還時限はつぎによるものとする。

(1) 返還時限が切迫して不渡手形の返還を受け、それにより生じた当該返還銀行（店舗）宛の不渡手形

交換日の翌営業日の午後 3 時。ただし、当該手形の持出店に対してのみ 1 回限りとする。

(2) 混入として返還された不渡手形

混入として返還された日の午後 3 時。ただし、同日の正午までに、あらかじめ持出銀行に通知しておかなければならない。

(3) 配当金領収証、債券、利札、金銭信託および貸付信託収益金領収証の不渡手形

交換日の翌々営業日の午前 11 時。

(4) 交換受入手形を盗難その他の事故のため喪失した場合の不渡手形

交換日の翌営業日の午後3時。ただし、真にやむを得ない場合に限り交換日の翌々営業日以降1営業日単位で延長することができる。

- (5) 交換参加店（交換母店を含む）において、正常な営業を継続することができない緊急事態（爆破、不法占拠、火災等）が発生し、当該店舗の交換受入手形の処理が不可能となった場合の不渡手形

交換日の翌営業日の午後3時。ただし、掲題の事態が継続している場合は、交換日の翌々営業日以降1営業日単位で延長することができる。なお、交換参加店における正常な営業への回復が当初より長期化すると判断される場合には、上記日時を超える必要な時限まで延長することができる。

2. 前項第3号に規定する不渡手形は、交換日の翌々営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れることができる。
3. 第1項第4号および第5号の措置は、事態発生後すみやかに（受入当日の営業時限内。ただし、事態の発生が営業時限後の場合は、翌営業日の交換開始時刻まで）書面をもって交換所宛申請されたものに限る。また延長申請する場合も同様とする。
4. 第1項第4号および第5号における措置の解除は、当該加盟銀行の交換所宛届出により行なうものとする。
5. 交換所は、第1項第4号、第5号および第4項の措置をとった場合には、すみやかに加盟銀行に通知するものとする。

第44条（不渡手形を返還前に裁判官の命令によって押収された場合の措置）

1. 不渡返還予定の手形を押収された支払銀行は、速やかに相手方持出銀行に連絡し、当該不渡手形の代り金を收受することができるものとする。この場合の必要書類は、関係銀行協議の上決定すること（例えば、搜索差押許可状の写、押収品目録交付書、押収手形の写、支払銀行の発行する領収書、念書、その他の持出銀行の要求する書類等）。
2. 前項不渡手形に対する不渡届の取扱いは、他の不渡手形に対すると同様、所定のとおりとする。

第45条（店頭返還する不渡手形の返還場所）

規則第40条に規定する店舗は、交換母店（不渡受入母店を別に定めた場合には不渡受入母店を含む。以下この節において同じ。）または持出店とする。ただし、代理交換の場合には、受託銀行の交換母店または持出店のほか、委託金融機関（委託社員銀行を含む。）の交換母店または持出店とする。

第46条（不渡手形の代り金）

1. 規則第40条に規定する不渡手形の代り金は、持帰銀行の選択によりつぎのいずれかによるものとする。ただし、持帰銀行が第1号による代り金または手形金額が1,000万円未満の不渡手形について第2号による代り金を希望する場合には持出銀行の同意を必要とする。
 - (1) 現金
 - (2) 日本銀行小切手
 - (3) 自己宛小切手
 - (4) 手形代り金支払通知書（様式第13号）

2. 前項第4号に規定する手形代り金支払通知書は、交換母店に限り発行できるものとし、発行店の押切印を押捺したものとする。

第47条（不渡手形の返還）

加盟銀行は、規則第40条第1項の規定により不渡手形を持出手形に組入れる場合には、当該手形の裏面に交換印を押捺し、持出手形の最上部に一括して相手銀行宛持出すものとする。

第48条（依頼返却手形の特例）

1. 加盟銀行は、いったん交換に持出した手形について、別途支払済その他真にやむを得ない理由があるときは、持帰銀行と協議して返却を依頼することができる。
2. 持帰銀行は、持出銀行から返却を依頼された手形を返還する場合には、当該手形の返還に先立って持出店に連絡し、申出の事実を確認するものとする。
3. 依頼返却手形の返還方法は、不渡手形についての規定に準ずる。この場合において、付箋には支払銀行の押切印を押捺するほか、持出店との連絡にあたった役席者名を記載（または認印の押捺）するとともに持出店の連絡者名を付記するものとする。

第49条（交換室での混入手形の取扱い）

1. 規則第41条に規定する混入手形を交換室において発見したときは、つぎによって処理するものとする。
 - (1) 受入銀行は、混入手形通知書A・B・C号（様式第15号）を作成の上A号およびB号を混入手形に添付して持出銀行に返還し、A号に持出銀行の交換方印を徴求して受取り、次回の交換に持出して決済するものとする。ただし、金額1,000万円以上の場合には、当日の正午までに、持出銀行が日本銀行小切手で買戻して決済しなければならない。
 - (2) 前号により返還を受けた持出銀行は、交換外持出票A・B・C号（様式第16号）を作成の上A号およびB号を当該手形に添付して交換開始後10分以内に支払銀行へ配付し、A号に支払銀行の交換方印を徴求して受取り、次回の交換に持出して決済することができる。ただし、混入手形の金額が1,000万円以上の場合には、つぎの特別扱いをすることもできる。
 - A 持出銀行は、混入手形持出票A・B・C号（様式第17号）を作成の上、A号およびB号を混入手形に添付して交換開始後10分以内に支払銀行へ配付し、A号に支払銀行の交換方印を徴求して受取り、当日正午までに支払銀行へおもむいてA号と引替えに日本銀行小切手を受取る。
 - B 持出銀行はこの取扱いを実行する場合、必ず、混入手形の返還銀行から交付を受けた混入手形通知書B号を支払銀行に提示しなければならない。
 - (3) 交換外持出票および混入手形持出票によって授受した手形が不渡となった場合には、手形を授受した日を交換日として取扱うものとする。
2. 前項のほか、関係銀行間で合意し、交換所が了承した場合は、交換添表の計数を訂正し、混入手形を支払銀行宛の手形に組入れることができる。この場合、持出銀行は交換所に訂正表を提出するものとする。

第50条（持帰後の混入手形の返還）

1. 規則第 41 条に規定する混入手形を持帰後に発見したときは、交換日の午前 10 時 30 分までに持出銀行に通知し、当該手形に混入の旨を記載して、つぎのいずれかによって処理するものとする。ただし、第 3 号によって処理する場合には、持出銀行への通知を省略することができる。
 - (1) 交換日の午後 3 時までに自行の店頭において持出銀行に返還し、その代り金を受取る。
 - (2) 持出銀行と協議し、翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れる。ただし、不渡手形を除く。
 - (3) 当該手形の宛先銀行と協議し、交換日の午後 3 時までに、直接、当該銀行に手交し、その代り金を受取る。
 - (4) 前 3 号のほか、関係銀行間で合意あるときは、その合意した方法により受渡しを行ない、その代り金を受取る。
2. 加盟銀行は、前項の通知を遅延したときは、当該手形を持出銀行の希望する方法により返還するものとする。
3. 加盟銀行は、第 1 項第 1 号の規定により混入手形を返還する場合において、持出銀行が当該時限までに買戻しを行なわなかったときは、規則第 40 条【不渡手形の返還】第 1 項に規定する方法により返還することができる。

第 51 条（混入の旨の記載方法）

1. 前条第 1 項に規定する混入の旨の記載は、付箋により行なうものとし、日付を表示して持帰銀行の押切印を押捺する。ただし、同一銀行宛に 2 枚以上の混入手形があるときは、これを結束し、最上部の手形に付箋を貼付することができる。この場合において、付箋にはその枚数を記載するものとする。
2. 混入手形に貼付する付箋は、縦 90mm、横 33mm の規格とし、手形の表面左肩に貼付する。

第 52 条（混入手形の代り金）

第 46 条【不渡手形の代り金】の規定は、第 50 条【持帰後の混入手形の返還】第 1 項に規定する混入手形の代り金にこれを準用する。ただし、第 50 条第 1 項第 3 号に規定する混入手形の代り金に準用する場合には、第 46 条第 1 項中「持出銀行」とあるのは「当該手形の宛先銀行」と、第 50 条第 1 項第 4 号に準用する場合には、「持出銀行または当該手形の宛先銀行」と読替える。

第 53 条 削除（昭 60. 2. 18）

第 54 条（受託銀行変更等による混入手形の取扱い）

加盟銀行は、自行の委託金融機関（委託社員銀行を含む。）が受託銀行を変更した場合または加盟銀行に変更した場合において、その旧委託金融機関が支払うべき手形を持帰ったときは、自行の交換母店または持帰店において、旧委託金融機関に当該手形を手交し、その代り金を受取るものとする。

第 55 条（交換持出停止の場合における不渡返還手形の取扱い）

規則第 72 条【遅刻】第 2 項の規定により交換持出停止になった場合、前日交換分の不渡手形は交換室において相手方銀行に返還し手形代り金支払通知書を受取るこ

とができるものとする。

第 56 条（交換印ならびに特定線引洩れの不渡手形等の取扱い）

加盟銀行は、交換受入手形類のうち不渡手形および混入手形で交換印ならびに特定線引洩れまたは不鮮明のため返還すべき相手方銀行（持出銀行）不明の場合にはつぎによって処理するものとする。

- (1) 交換当日午後 4 時までに書面（様式第 18 号）を交換所に提出すること。
- (2) 前号の届出があった場合、交換所は、その旨の通知書を翌日の手形交換便を以って不渡関係諸報告とともに参加銀行に配付する。この通知書作成に要した費用はその手形の持出銀行が負担すること。
- (3) 前号の通知により当該手形の持出銀行が判明した場合、その手形の持出銀行は、すみやかに相手方支払銀行ならびに交換所に通知すること。
- (4) 交換印ならびに特定線引洩れであっても決済可能なもので急を要しないものの届出があれば、交換所はタイプ印刷で参加銀行に配付する。

第 5 節 代 理 交 換

第 57 条（受託銀行の立替金額）

規則第 45 条に規定する受託銀行の立替金額は、規則第 43 条に規定する不足金および規則第 44 条に規定する不渡手形（交換持帰手形に組入れられた不渡手形を含む。）の代り金を受託銀行が支払ったもの（手形代り金支払通知書によるものを含む。）とする。

第 58 条（委託金融機関の準用規定）

第 18 条、第 20 条から第 24 条まで、第 26 条、第 31 条、第 34 条から第 36 条まで、第 39 条、第 42 条から第 48 条（第 46 条第 1 項第 4 号および同条第 2 項を除く。）まで、第 50 条から第 52 条までおよび第 56 条の規定は、委託金融機関にこれを準用する。

第 18 条（手形、小切手等の用紙の規格の統一）、第 20 条（入金証明）、第 21 条（外貨表示小切手への邦貨換算額の表示）、第 22 条（不渡手形の再交換禁止）、第 23 条（交換参加店の届出）、第 24 条（交換母店、不渡受入母店の届出）、第 26 条（交換印の届出等）、第 31 条（交換関係帳票の保存）、第 34 条（債券および同利札の持出方法）、第 34 条の 2（譲渡性預金証書の持出方法）、第 35 条（外国為替関係証券類の持出方法）、第 36 条（特定期間における配当金領収証の持出方法）、第 39 条（交換印の補正等）、第 42 条（不渡事由の記載方法）、第 43 条（不渡手形の返還の特例）、第 44 条（不渡手形を返還前に裁判官の命令によって押収された場合の措置）、第 45 条（店頭返還する不渡手形の返還場所）、第 46 条（不渡手形の代り金）、第 47 条（不渡手形の返還）、第 48 条（依頼返却手形の特例）、第 50 条（持帰後の混入手形の返還）、第 51 条（混入の旨の記載方法）、第 52 条（混入手形の代り金）、第 56 条（交換印ならびに特定線引洩れの不渡手形等の取扱い）

第 59 条（委託金融機関の金融機関共同コードの印字）

第 19 条【金融機関共同コードの印字】の規定は、委託金融機関の調製する手形、小切手用紙にこれを準用する。この場合において、統一金融機関番号は、受託銀行

の統一金融機関番号とする。

第 60 条（委託金融機関の交換印）

1. 第 25 条【交換印の規格、様式等】の規定は、委託金融機関の交換印にこれを準用する。この場合においては、受託銀行名を併せて表示するものとする。
2. 前項の交換印は、受託銀行の交換印を兼ねるものとする。

第 61 条（委託金融機関の持出店名の表示）

1. 第 26 条の 2【銀行代理業者の場合の銀行名等の付記】および第 27 条【持出銀行名および持出店名の表示】の規定は、委託金融機関にこれを準用する。この場合においては、受託銀行名および持出店名を併せて表示するものとする。
2. 前項の表示は、受託銀行の持出店名の表示を兼ねるものとする。

第 6 節 雑 則

第 62 条（緊急措置の通知）

交換所は、規則第 47 条の規定により必要な措置をとる場合には、ただちに参加銀行にその内容を通知するものとする。

第 4 章 取引停止処分

第 63 条（取引停止処分の対象）

1. つぎの手形が不渡となった場合には、当該手形の持出銀行および支払銀行は、規則第 51 条の規定により不渡届を提出しなければならない。
 - (1) 交換所における交換手形
 - (2) 委託金融機関（委託社員銀行を含む。次号において同じ。）と受託銀行との間における交換手形
 - (3) 受託銀行を同じくする委託金融機関間における交換手形
2. 同一銀行の交換参加店間における行内交換手形が不渡となった場合には、前項に準じて、不渡届を提出しなければならない。
3. 前 2 項以外の手形（次項にいう店頭呈示手形を除く。）で参加銀行を支払銀行とする手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第 51 条の規定により不渡届を提出しなければならない。
4. 所持人が参加銀行の店頭で支払呈示した手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第 51 条の規定により不渡届を提出することができる。
5. パーソナル・チェックにおいて当座取引上代理人である者が振出した小切手の不渡については、小切手面に代理関係の表示がない場合でも、その取引名義人を取引停止処分に付すこととし、不渡届にはその取引名義人を振出人等として記載する。
6. 規則第 50 条第 2 項ただし書に規定する債権保全のための貸出は、債権保全のために、既存の貸出を継続する場合のほか、債権保全のために行なう新規の貸出とする。

第 64 条（不渡届）

1. 支払銀行は、不渡届（様式第 19 号、第 20 号）の甲、乙の両片を作成し、乙片を交換所へ提出し、甲片を不渡手形の返還の際に手形に添付して持出銀行へ送付する。甲片の送付を受けた持出銀行は、その記載事項を確認して交換所へ提出する。
2. 前条第 3 項または第 4 項にかかる不渡届は、支払銀行において持出銀行欄空欄のまま、甲、乙の両片を作成し、その両片の標題の下部に「店内」と朱書したうえ、呈示日の翌々営業日午前 9 時 30 分までに交換所へ提出する。
3. 規則第 51 条第 2 項ただし書にかかる不渡届には、支払銀行において甲、乙両片の標題の下部に「店頭返還」と朱書する。
4. 同一の振出人等に関して同一交換日にかかる不渡届が 2 枚以上提出された場合も、これを 1 回として計算する。

第 65 条（不渡事由と届出区分）

1. 規則第 51 条第 1 項に規定する不渡届の取扱いは、不渡事由に応じつぎのとおり取り行なうものとする。

(1) 〇号不渡事由

つぎに掲げる不渡事由であり、この場合、不渡届の提出は不要である。

A. 適法な呈示でないこと等による事由

形式不備（振出日および受取人の記載のないものを除く。）

裏書不備 引受なし

呈示期間経過後（手形に限る。）

呈示期間経過後かつ支払委託の取消（小切手に限る。）

期日未到来 案内未着

依頼返却 該当店舗なし

レート相違・換算相違

振出人等の死亡

B. 裁判所の決定による事由

a. 財産保全処分等

(a) 破産法（第 28 条第 1 項、第 91 条）による財産保全処分中

(b) 破産法による包括的禁止命令（第 25 条）

(c) 会社更生法（第 28 条第 1 項、第 30 条、第 35 条）による財産保全処分中

(d) 会社更生法による包括的禁止命令（第 25 条）

(e) 民事再生法（第 30 条第 1 項、第 54 条、第 79 条）による財産保全処分中

(f) 民事再生法による包括的禁止命令（第 27 条）

(g) 会社法（第 540 条第 2 項、第 825 条第 1 項）による財産保全処分中

b. 手続開始決定等

(a) 破産手続開始決定（破産法第 100 条第 1 項）

(b) 会社更生手続開始決定（会社更生法第 47 条第 1 項）

(c) 民事再生手続開始決定（民事再生法第 85 条第 1 項）

(d) 清算手続による弁済禁止（会社法第 500 条第 1 項、同法第 661 条第 1 項、有限責任事業組合契約に関する法律第 47 条第 1 項）

(e) 会社特別清算開始（会社法第 537 条）

c. 命令等に基づく事由

(a) 支払禁止の仮処分決定(手形面の最終権利者が仮処分決定主文中における債務者または裁判所執行官の場合)

(b) 除権決定

(c) 外国倒産処理手続に対する援助の処分中(外国倒産承認援助法第26条)

C. その他上記A、Bの各不渡事由に準ずる事由

(2) 第1号不渡事由

つぎの不渡事由であり、この場合第1号不渡届の提出を必要とする。ただし、取引停止処分中の者にかかる不渡(取引なし)については不渡届の提出を要しない。

資金不足(手形が呈示されたときにおいて、当座勘定取引はあるがその支払資金が不足する場合)

取引なし(手形が呈示されたときにおいて、当座勘定取引のない場合)

(3) 第2号不渡事由

0号不渡事由および第1号不渡事由以外のすべての不渡事由であって例示するとつぎのとおりであり、この場合、第2号不渡届の提出を必要とする。

契約不履行、詐取、紛失、盗難、印鑑(署名鑑)相違、偽造、変造、喝取、背任、横領、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違(金額欄にアラビア数字をチェックライター以外のもの記入した場合等)、約定用紙相違(銀行所定の用紙以外を使用した場合)

2. 不渡事由が重複する場合はつぎによる。

(1) 0号不渡事由と第1号不渡事由または第2号不渡事由とが重複する場合は、不渡届の提出を要しない。

(2) 第1号不渡事由と第2号不渡事由とが重複する場合は、第1号不渡届による。ただし、第1号不渡事由と偽造または変造とが重複する場合は、第2号不渡届による。

第65条の2(不渡情報の適正な管理)

1. 規則第53条の2第2項の規定により交換所が不渡情報を提供することができる場合は、つぎのとおりである。

(1) 協会が運営する取引停止処分者照会センター(以下「照会センター」という。)に提供する場合

(2) 全国銀行協会が設置・運営する全国銀行個人信用情報センター(以下「個信センター」という。)に提供する場合

(3) 中小企業倒産防止共済法、法人税法等の法令等により取引停止処分(中小企業倒産防止共済法施行規則第10条の2第1項第2号に定める手続を含む。)の証明依頼があった場合

(4) 刑事訴訟法、民事訴訟法等の法令により不渡情報の照会があった場合

2. 規則第53条の2第4項に規定する安全管理に関する措置はつぎのとおりである。

(1) 不渡情報の保護と利用に関する自主ルール

(2) 大阪手形交換所の参加銀行における安全管理措置等に関する指針

第65条の3(不渡情報の共同利用)

1. 規則第53条の3第1項の規定により、不渡情報を共同して利用する者はつぎのとおりである。

- (1) 協会（照会センターを含む。）
 - (2) 個信センター
2. 規則第 53 条の 3 第 2 項に規定する公表の方法は、共同利用者のホームページへの掲載、共同利用者の事務所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配布その他振出人等が容易に公表された内容を知り得る方法とする。

第 66 条（異議申立）

1. 規則第 54 条の規定により異議申立をする場合には、異議申立書（様式第 21 号）を提出するものとする。
2. 異議申立提供金は協会名義の通知預金によるものとする。ただし、これによれない場合には、現金または自己宛小切手によることができる。
3. 交換所は、前項ただし書により異議申立提供金を受入れた場合には、当該提供金を取引銀行へ預託する。
4. 交換所は、異議申立提供金を受入れたときは、異議申立提供金預り証（様式第 22 号）を交付する。

第 67 条（異議申立の特例）

1. 規則第 54 条第 1 項ただし書の規定により異議申立提供金の提供の免除を請求（以下「免除請求」という。）する場合には、不渡の事由が偽造または変造であることを証明するため、異議申立書（様式第 23 号）につき資料を添付しなければならない。ただし、第 1 号の資料の提出期限は、交換日から起算して 10 営業日とする。
 - (1) 告訴状写および同受理証明書（写）

ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は警察署への被害届写および同受理証明書（写）で足りる。
 - (2) 振出人等の陳述書および支払銀行の副申書
 - (3) 当座勘定取引証明書および当座勘定取引明細書（3 カ月程度）
 - (4) 届出印鑑写
 - (5) 偽造または変造手形の写および真正手形の写
2. 前項の規定にかかわらず、振出人等と取引がなくかつ用紙交付先と相違する場合等真にやむを得ない理由により前項第 1 号および第 2 号の資料の提出ができない場合には、当該資料に代え告訴状写（または被害届写）の提出不能理由書および支払銀行の陳述書の提出によることができるものとする。
3. 交換所は、審議委員会の審議に必要とする場合には、前 2 項に規定する資料以外の証明資料の提出を求めることができる。
4. 免除請求後、新事実が判明する等の理由により免除請求の維持が困難とされた場合には、支払銀行は遅滞なく免除請求を取下げ、交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
5. 第 1 項第 1 号または第 2 項に規定する資料を提出できない場合には、支払銀行は交換日から起算して 10 営業日の営業時限（午後 3 時）までに交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
6. 審議委員会の審議において免除請求が却下された場合、支払銀行は却下された日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに異議申立提供金を交換所に提供しなければならない。
7. 前 3 項の異議申立提供金が提供されない場合には、異議申立が当初から行なわ

れなかったものとみなし、交換所は、不渡報告または取引停止報告に当該不渡手形の交換日を基準にして追加掲載するものとする。

第 68 条（不渡事故解消届の提出）

規則第 54 条第 1 項の規定により異議申立が行なわれた不渡届について不渡事故が解消したときは、当該不渡届にかかる持出銀行は、不渡事故解消届（様式第 24 号）を交換所に提出するものとする。

第 68 条の 2（支払義務確定届の提出）

異議申立にかかる不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した場合には、持出銀行は、支払義務確定届（様式第 24 号の 2）を交換所に提出することができる。

第 68 条の 3（差押命令送達届の提出）

異議申立にかかる不渡手形について当該手形債権を請求債権とし、異議申立提供金のための預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令（差押・転付命令を含む。）が支払銀行に送達された場合には、持出銀行は、差押命令送達届（様式第 24 号の 3）を交換所に提出することができる。

第 68 条の 4（持出銀行が存しない場合の不渡事故解消届等の提出）

前 3 条において、異議申立にかかる不渡手形が第 63 条第 3 項または第 4 項に規定するものである場合には、各条に規定する各届の提出は支払銀行が行なうものとする。

第 69 条（異議申立提供金の返還）

1. 異議申立をした参加銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合には、異議申立提供金返還請求書（様式第 25 号）を提出しなければならない。ただし、異議申立提供金を通知預金として差入れている場合には、利息およびその計算書を添付しなければならない。
2. 交換所は、異議申立提供金の返還の請求を受けたときは、通知預金として受入れていた場合を除き、当座小切手をもってこれを返還する。
3. 交換所が受入れた異議申立提供金には利息を付さないものとする。

第 69 条の 2（支払義務のないことが裁判等により確定した場合の提出書類）

規則第 55 条第 1 項第 6 号により支払銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合は、異議申立提供金返還請求書（様式第 25 号）につぎの資料を添付して交換所に提出するものとする。

- (1) 当該手形の支払義務のないことが確定したことを証するつぎのいずれかの資料
 - A. 手形訴訟判決書の写しおよび判決確定証明書の写し
 - B. 手形債権にかかる通常訴訟判決書の写しおよび判決確定証明書の写し
 - C. 手形債権にかかる認諾調書の写し
 - D. 手形債権にかかる和解調書の写し
 - E. 手形債権にかかる調停調書の写し

(2) 当該手形の写し

第 70 条（異議申立提供金の返還の特例）

規則第 55 条第 4 項の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものであることを証明するため異議申立提供金返還請求書（様式第 26 号）に第 67 条【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

第 70 条の 2（支払義務の確定後における取引停止処分等）

1. 規則第 55 条の 2 第 1 項に規定する請求（以下「処分審査請求」という。）は、第 68 条の 2 に規定する支払義務確定届または第 68 条の 3 に規定する差押命令送達届が交換所に受理され、かつ当該受理日（差押命令送達届が交換所に受理された日の後に異議申立にかかる不渡手形金額全額の支払義務が確定した場合には、当該確定の日。以下「受理日」という。）から起算して 2 か月後の応当日以降においても不渡手形の支払がなされていない場合にできるものとする。
2. 持出銀行は、処分審査請求をする場合には、不渡報告・取引停止処分審査請求書（様式第 26 号の 2）につき資料を添付して交換所に提出するものとする。
 - (1) 支払義務の確定を証するつぎのいずれかの資料
 - A. 手形訴訟判決書の写しおよび判決確定証明書の写し
 - B. 手形債権にかかる通常訴訟判決書の写しおよび判決確定証明書の写し
 - C. 手形債権にかかる認諾調書の写し
 - D. 手形債権にかかる和解調書の写し
 - E. 手形債権にかかる調停調書の写し
 - (2) 当該不渡手形の写し
 - (3) 不払に関する事情説明書
3. 処分審査請求は、受理日から起算して 3 か月後の応当日以降または当該不渡手形の異議申立日から起算して 2 年後の応当日以降はできないものとする。処分審査請求が認められている期間内であっても、同一の振出人等にかかる同一交換日の他の不渡手形についてすでに処分審査請求がなされ、その請求が理由があるものと認められている場合も、同様とする。
4. 交換所は、支払銀行および持出銀行に対して、審議委員会での審議のために必要な資料の提出を求めることができる。
5. 同一の振出人等にかかる複数の不渡手形について処分審査請求が行なわれ、その請求が理由があるものと認められた場合には、審議委員会の最終審査日が同一であっても、各々の不渡手形の交換日が異なるときは、第 64 条第 4 項の規定にかかわらず、不渡届の提出回数はその交換日ごとに 1 回として計算するものとする。

第 70 条の 3（持出銀行が存しない場合の処分審査請求）

処分審査請求は、異議申立にかかる不渡手形が第 63 条第 3 項または第 4 項に規定するものである場合には、支払銀行がこれを行なうものとする。

第 70 条の 4（保険事故発生時における異議申立提供金の返還）

規則第 55 条の 3 の規定による異議申立提供金の返還手続は次による。

- (1) 異議申立提供金が通知預金で提供されている場合

交換所は、返還にあたり、当該通知預金の期限のいかんにかかわらず、かつ事前の相殺通知を省略して、当該異議申立提供金と当該通知預金とを対当額で相殺することができるものとする。この場合、支払銀行はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書（様式第 25 号）および通知預金の計算書を提出しなければならない。

- (2) 異議申立提供金が現金または自己宛小切手で提供されている場合

交換所は、当座小切手をもってこれを返還する。この場合、支払銀行はすみやかに異議申立提供金返還請求書兼受取書を提出しなければならない。

第 71 条（不渡報告または取引停止処分の取消）

規則第 56 条第 1 項または第 2 項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分の取消請求書（様式第 27 号）に取扱錯誤を証する資料を添付しなければならない。

第 72 条（偽造、変造等の場合の不渡報告および取引停止処分の取消）

規則第 57 条第 1 項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行なわれたものであることを証明するため、不渡報告または取引停止処分の取消請求書（様式第 28 号）に第 67 条【異議申立の特例】に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

第 73 条（取引停止処分等の解除）

規則第 58 条第 1 項の規定により交換所に取引停止処分等の解除を請求する場合には、解除を相当とする理由の存在を証明するため、取引停止処分等解除請求書（様式第 29 号）につぎの資料を添付しなければならない。

- (1) 請求銀行の理由書
- (2) 振出人等の陳述書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 理由書記載の事実を証明する資料

第 74 条（審議委員会）

審議委員会の委員および運営については、手形交換委員会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置

第 1 節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定

第 75 条（手形交換一時停止時緊急措置の認定等の通知）

交換所は、規則第 60 条第 1 項および第 2 項に規定する一時停止届が提出されたとき（規則第 60 条第 1 項後段の規定により一時停止届が提出されたものとして取扱うときを含む。）は、これをただちに参加銀行に通知するものとする。また、交換所は、

同条第3項に規定する一時停止時緊急措置の認定をしたときは、これをただちに一時停止銀行に通知したうえ参加銀行に通知するものとする。

第76条（一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了の通知）

1. 一時停止銀行は、規則第61条第1項および第2項に規定する再開届を提出するときは、交換所等の決済を再開する日の前営業日までに交換所に提出しなければならない。
2. 交換所は規則第61条第3項の規定により一時停止時緊急措置の認定に伴う措置を終了するときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第77条（手形交換脱退時緊急措置の認定等の通知）

交換所は、規則第62条第1項に規定する脱退時緊急措置の認定をしたときは、これをただちに脱退事由発生銀行に通知したうえ参加銀行に通知するものとする。また、交換所は、同条第3項の規定により脱退時緊急措置の認定に伴う措置を終了するときは、これをただちに参加銀行に通知するものとする。

第2節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例

第78条（一時停止時・脱退時緊急措置時の不渡事由の記載方法）

規則第63条第2項に規定する不渡事由は、つぎの例示によって記載するものとする。

1. 緊急措置認定銀行の付箋の記載例

<p>この手形（または小切手）は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は、業務休止（停止・交換所不足金等の不払）のため支払いいたしかねますので、大阪手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行（押切印）</p>
--

2. 交換所代行時の付箋の記載例

<p>この手形（または小切手）は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は、業務休止（停止・交換所不足金等の不払）のため支払いいたしかねますので、大阪手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行</p> <p style="text-align: center;">（事務代行）</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人 大阪銀行協会・大阪手形交換所（印）</p>

第79条（一時停止時緊急措置期間中の不渡手形の代り金の利息金の支払）

規則第65条第1項の規定により、緊急措置認定銀行が不渡手形の代り金の支払を業務停止日の翌営業日以後に行なった場合には、緊急措置認定銀行は、業務停止日から当該支払日の前日までの期間について不渡手形の代り金の利息金を支払わなければならない。

第3節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例

第80条（一時停止時緊急措置時等における異議申立の特例）

1. 交換所は、支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、第67条【異議申立の特例】第4項または第5項に規定する交換所所定の取下書の提出および同条第4項、第5項または第6項に規定する異議申立提供金の提供をできないときは、取下書の提出および異議申立提供金の提供を一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。
2. 交換所は、前項により異議申立提供金の提供を猶予したときは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで第67条【異議申立の特例】第7項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行なわないものとする。
3. 交換所は、支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第67条【異議申立の特例】第4項または第5項に規定する交換所所定の取下書を提出できないときはその提出を免除し、また、同条第4項、第5項または第6項に規定する異議申立提供金の提供は要しないものとする。
4. 交換所は、前項により異議申立提供金の提供を要しないものとしたときは、第67条【異議申立の特例】第7項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行なわないものとする。

第6章 預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置

第80条の2（承継金融機関の届出等）

1. 規則第71条の2の規定により承継金融機関として交換所の事業に参加しようとするものは、金融機関の名称、代表者、所在地、譲渡日および譲渡金融機関の名称等を書面により交換所に届出るものとする。
2. 前項の場合において、承継金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行に準じて手形交換の取扱いを行なう場合には日本銀行の当座勘定の貸借振替ができること、また、承継金融機関が代理交換委託金融機関に準じて手形交換の取扱いを委託して行なう場合には受託銀行の承認があることを併せて届出るものとする。
3. 譲渡金融機関は、承継金融機関に営業譲渡等を行なったことを書面により交換所に届出るものとする。
4. 譲渡金融機関が前項の届を提出できないときは、交換所はその営業譲渡等にかかる公告等を確認することにより、当該届が提出されたものとして取扱う。

第80条の3（承継金融機関にかかる代理交換）

承継金融機関が代理交換委託金融機関で、譲渡金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行の場合に、承継金融機関が譲渡金融機関にかかる交換証券について代理交換を委託するときは、受託銀行の承認を得るものとする。

第80条の4（承継金融機関の経費分担金）

1. 規則第71条の2第6項に規定する承継金融機関の経費分担金は、規則第18条【経費分担金の納付等】により譲渡金融機関について計算した金額とする。ただし、譲渡金融機関が社員銀行であった場合には、定款に定める経費分担金基準に

より計算した金額とする。

2. 新たに参加した年度において、譲渡金融機関が負担すべき経費分担金のうち未払（支払期限未到来のものを含む。）がある場合には、承継金融機関が当該金額を負担するものとし、当該金額を前項の経費分担金に加えるものとする。

第 80 条の 5（経費分担金の納付時期）

1. 規則第 71 条の 2 第 6 項に規定する経費分担金は、第 15 条【経費分担金の納付時期等】に定める時期に納付するものとする。ただし、前条第 2 項に定める譲渡金融機関未払分については、譲渡金融機関が納付すべき時期に納付するものとし、納付時期が経過しているものはすみやかに支払うものとする。
2. 新たに参加した年度における経費分担金の納付は、参加した日から 5 月以内とすることができる。

第 7 章 罰 則

第 81 条（過怠金等免除理由）

規則第 72 条第 3 項に規定する真にやむを得ない理由は、つぎにかかげるものとする。

- (1) 店舗の火災、浸水等による被災
- (2) 鉄道、メールカー等の交通事故
- (3) その他加盟銀行の責めに帰せられない理由

第 82 条（取引停止処分者との取引の解約）

1. 交換所は、参加銀行が取引停止処分を受けた者と取引をしたことが判明したときは、ただちにその旨を当該銀行に通知する。
2. 前項の通知を受けた参加銀行は、すみやかにその取引を解約し、当座勘定解約通知書（様式第 30 号）を交換所に提出する。ただし、交換所の通知に異議がある場合には、当該通知を受けた日から 5 日以内に電話等により、交換所に申し出るものとする。

第 82 条の 2（査定委員会）

1. 査定委員会は、規則第 53 条の 2 または第 53 条の 3 第 2 項の規定に違反した参加銀行に対する処分の査定を行なうものとする。
2. 査定委員会の構成および運営については、手形交換委員会の決議をもってこれを定める。

第 8 章 雑 則

第 83 条（細則改正）

この細則の改正は、手形交換委員会の決議によるものとする。

付 則

1. この細則は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

2. この細則の実施の日前に、改正前の大阪手形交換所交換規則またはこれにもとづく交換所の決定によって行なった承認、請求、届出その他の手続または処分で、この細則に相当の規定があるものは、この細則の相当の規定によって行なった手続または処分とみなす。